10214	法規別表十三(四)「34」の欄の金額（当該金額が同表「40」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10529	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10530	法規別表十三(四)「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10531	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

を

10214	法規別表十三(四)「38」の欄の金額（当該金額が同表「44」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10529	法規別表十三(四)「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10530	法規別表十三(四)「29」の欄の金額（当該金額が同表「31」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10531	法規別表十三(四)「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

に改め、同表収用換地等の場合の連結所得の特別控除の項中「別表十の二(二)「18」」を「別表十の二(二)「22」」に改め、同表特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「別表十の二(二)「31」」を「別表十の二(二)「35」」に改め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「別表十の二(二)「34」」を「別表十の二(二)「38」」に改め、同表農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「別表十の二(二)「37」」を「別表十の二(二)「41」」に改め、同表特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除の項中「別表十の二(二)「40」」を「別表十の二(二)「44」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第１号）	10352
平成29年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は平成29年旧措置法第68条の80（平成29年旧措置法第68条の78第１項の表の第２号）	10353

を

第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80の78第１項の表の第

しくは第（第68条１号）	10352

に、

第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第５号）	10356
平成29年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は平成29年旧措置法第68条の80（平成29年旧措置法第68条の78第１項の表の第７号）	10233

を

第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第５号）

10356

に、

第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第１号）	10358
平成29年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は平成29年旧措置法第68条の80（平成29年旧措置法第68条の78第１項の表の第２号）	10359

を

第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第１号）	10358

第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第５号）	10362
平成29年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は平成29年旧措置法第68条の80（平成29年旧措置法第68条の78第１項の表の第７号）	10252

に、

第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第５号）	10362

に、「第68条の80、」を「第68条の80又は」に改め、「又は平成26年旧措置法第68条の79第８項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第１項若しくは平成26年旧措置法第68条の79第９項において準用する平成26年旧措置法第68条の78第９項若しくは平成26年旧措置法第68条の80」を削り、同表大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例の項を削り、同表特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例の項中「別表十三(六)「13」」を「別表十三(七)「13」」に改め、同表平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の項中「別表十三(九)「17」」を「別表十三(八)「17」」に改め、同表技術研究組合の連結所得の計算の特例の項中「別表十三(十)「５」」を「別表十三(九)「５」」に改め、同表特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項中「別表一の二(三)「29」」を「別表一の二(三)「30」」に改め、同表転廃業助成金等に係る課税の特例の項中

10271	法規別表十三(十一)「８」の欄の金額（当該金額が同表「７」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10272	法規別表十三(十一)「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10273	法規別表十三(十一)「17」の欄の金額（当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10542	法規別表十三(十一)「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

を

10271
10272
10273
10542

法規別表十三(十)「８」の欄の金額（当該金額が同表「７」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
法規別表十三(十)「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
法規別表十三(十)「17」の欄の金額（当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

に改め、同第五号中「第９条第２項」を「第10条第２項」に改め